



宮 崎 県 公 報

平成26年 5 月19日 (月曜日) 第 2591 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

規 則	頁	○薬事法施行細則の一部を改正する規則…………… (医療業務課) 1
○宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例 第2条第1号及び第2号に規定する法人を定め る規則の一部を改正する規則…………… (行政経営課) 1		○警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改 正する条例の施行期日を定める規則 …………… (警察本部) 2
		○基本測量の実施の通知…………… (管理課) 2

規 則

宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第2条第1号及び第2号に規定する法人を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 5 月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第34号

宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第2条第1号及び第2号に規定する法人を定める規則の一部を改正する規則

宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第2条第1号及び第2号に規定する法人を定める規則 (平成22年宮崎県規則第19号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(県の行政運営と密接に関連を有する法人) 第1条 宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例 (平成22年宮崎県条例第25号。以下「条例」という。) 第2条第1号に規定する県の行政運営と密接に関連を有するものとして知事等が別に定めるものは、次に掲げる法人とする。 (1) <u>財団法人宮崎県私学振興会</u> (2)～(7) [略] (8) <u>社団法人宮崎県林業公社</u> (9)～(13) [略] (14) <u>社団法人宮崎県肉用牛枝肉価格安定基金協会</u> (15)～(24) [略]	(県の行政運営と密接に関連を有する法人) 第1条 宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例 (平成22年宮崎県条例第25号。以下「条例」という。) 第2条第1号に規定する県の行政運営と密接に関連を有するものとして知事等が別に定めるものは、次に掲げる法人とする。 (1) <u>公益財団法人宮崎県私学振興会</u> (2)～(7) [略] (8) <u>一般社団法人宮崎県林業公社</u> (9)～(13) [略] (14) <u>一般社団法人宮崎県肉用牛枝肉価格安定基金協会</u> (15)～(24) [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 5 月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第35号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則 (昭和36年宮崎県規則第42号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(許可更新申請の期限) 第3条 薬局開設者又は医薬品の販売業若しくは高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可を受けた者は、 <u>法第4条第2項</u>	(許可更新申請の期限) 第3条 薬局開設者又は医薬品の販売業若しくは高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可を受けた者は、 <u>法第4条第4項</u>

に規定する薬局開設の許可の更新、法第24条第2項に規定する医薬品販売業の許可の更新又は法第39条第4項に規定する高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可の更新を受けようとするときは、その許可の有効期間満了日の1月前までに、申請書を提出しなければならない。

（登録販売者試験）

第10条 法第36条の4第1項に規定する試験（以下「登録販売者試験」という。）を受けようとする者は、別記様式第9号による受験申請書を知事に提出しなければならない。

2 [略]

様式第9号（第10条関係）

[略]

薬事法第36条の4第1項の規定による登録販売者試験を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

[略]

に規定する薬局開設の許可の更新、法第24条第2項に規定する医薬品販売業の許可の更新又は法第39条第4項に規定する高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可の更新を受けようとするときは、その許可の有効期間満了日の1月前までに、申請書を提出しなければならない。

（登録販売者試験）

第10条 法第36条の8第1項に規定する試験（以下「登録販売者試験」という。）を受けようとする者は、別記様式第9号による受験申請書を知事に提出しなければならない。

2 [略]

様式第9号（第10条関係）

[略]

薬事法第36条の8第1項の規定による登録販売者試験を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

[略]

附 則

この規則は、平成26年6月12日から施行する。

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成26年5月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第36号

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（平成26年宮崎県条例第41号）の施行期日は、平成26年6月1日とする。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成26年5月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類

基本測量（「国土広域情報」修正測量）

2 作業地域

県内全域

3 作業期間

平成26年6月1日から平成27年3月31日まで